附則に次の一条を加える。

（農業協同組合中央会の特例）

第三十六条　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条（存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更）に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条（組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例）の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第一に掲げる法人とみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

別表第一中「第十一条」の下に「、第七十八条、附則第三十六条」を加える。

別表第二の備考(一)(2)中「扶養親族等（」の次に「第百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、」を加え、「、同項」を「同項」に改め、同表の備考(二)中「扶養親族等（」の次に「第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、」を加え、「、同項」を「同項」に改める。

別表第三の備考(一)(2)中「扶養親族等（」の次に「第百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、」を加え、「、同項」を「同項」に改め、同表の備考(二)(1)中「扶養親族等（」の次に「第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、」を加え、「、同項」を「同項」に改める。

別表第四の備考(一)(2)中「扶養親族等（」の次に「第百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除くものとし、」を加え、「、同項」を「同項」に改める。

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「普通法人」を「普通法人等」に改める。

第二条第十二号の八中「合併法人株式（」を削り、「の株式又は出資をいう。）又は合併親法人株式」を「又は合併親法人」に改め、「全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式又は出資をいう。）のいずれか一方」を「をいう。）のうちいずれか一の法人」に改め、同条第十二号の十一中「の株式又は分割承継親法人株式」を「又は分割承継親法人」に改め、「全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式をいう。）のいずれか一方」を「をいう。）のうちいずれか一の法人」に改め、同条第十二号の十七中「の株式又は株式交換完全支配親法人株式」を「又は株式交換完全支配親法人」に改め、「全部を」の下に「直接又は間接に」を加え、「の株式をいう。）のいずれか一方」を「をいう。）のうちいずれか一の法人」に改め、同条第二十号中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改める。

第十条の三第一項中「特定普通法人等（一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人その他の」及び「のうち、公益法人等に該当することとなり得るもので政令で定める法人をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「特定普通法人等が」を「普通法人又は協同組合等が」に改め、同条第二項及び第五項中「特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に改める。

第十四条第一項第五号中「の特例」を削り、同項第十七号中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第二項中「、前項第六号」を「前項第六号」に改め、「までに、」の下に「前項第六号の連結親法人又は同項第七号に規定する内国法人（第一号において「連結親法人等」という。）が」を加え、同項第一号中「連結親法人又は前項第七号に規定する内国法人」及び「当該連結親法人又は内国法人」を「当該連結親法人等」に改める。

第二十条第一項中「法人税の納税地」の下に「（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下この条において「納税地等」という。）」を加え、「異動前の納税地」を「異動前の納税地等」に改め、同条第二項を削る。

第三十四条第一項第三号イ(2)中「報酬委員会（」を削り、「をいい」を「（その委員の過半数が当該内国法人の同法第二条第十五号（定義）に規定する社外取締役のうち職務の独立性が確保された者として政令で定める者（(2)において「独立社外取締役」という。）であるものに限るものとし」に改め、「又は当該業務執行役員」を削り、「になつている」を「である」に改め、「決定」の下に「（当該報酬委員会の委員である独立社外取締役の全員が当該決定に係る当該報酬委員会の決議に賛成している場合における当該決定に限る。）」を加える。

第三十九条第一項第一号中「含む。」の下に「第三号及び」を加え、同項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる国税又は地方税に準ずるものとして政令で定める国税又は地方税

第三十九条第二項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる国税又は地方税に準ずるものとして政令で定める国税又は地方税

第五十二条第十二項中「第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等）に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に、「特定普通法人等の」を「普通法人又は協同組合等の」に改める。

第五十五条の見出しを削り、同条第三項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

第二編第一章第一節第五款第一目の目名中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改める。

第六十一条第一項中「短期売買商品（」を「短期売買商品等（」に改め、「除く。）」の下に「及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する仮想通貨（以下この条において「仮想通貨」という。）を、「した日」の下に「（その譲渡が剰余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剰余金の配当の効力が生ずる日その他の財務省令で定める日）」を加え、同項各号中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同条第二項中「短期売買商品に」を「短期売買商品等（仮想通貨にあつては、活発な市場が存在する仮想通貨として政令で定めるものに限る。以下第四項までにおいて同じ。）に」に、「短期売買商品を」を「短期売買商品等を」に、「及び」を「又は」に、「短期売買商品の」を「短期売買商品等の」に改め、同条第三項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「有する場合」の下に「（仮想通貨にあつては、自己の計算において有する場合に限る。）」を加え、同条第四項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「移転する場合」の下に「（仮想通貨にあつては、自己の計算において有する仮想通貨を移転する場合に限る。）」を加え、同条第五項中「が、短期売買商品」を「が、短期売買商品等（仮想通貨を除く。以下この項において同じ。）」に、「短期売買商品の」を「短期売買商品等の」に、「その短期売買商品」を「その短期売買商品等」に、「短期売買商品以外」を「短期売買商品等以外」に改め、同条第六項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「処理」の下に「、第七項に規定するみなし決済損益額の翌事業年度における処理」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6　内国法人が事業年度終了の時において第二項に規定する政令で定めるものに該当しない仮想通貨（当該事業年度の期間内のいずれかの時において同項に規定する政令で定めるものに該当していたものに限る。）を自己の計算において有する場合には、政令で定めるところにより、その仮想通貨を譲渡し、かつ、その仮想通貨を取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

7　内国法人が仮想通貨信用取引（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する仮想通貨交換業を行う者から信用の供与を受けて行う仮想通貨の売買をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合において、当該仮想通貨信用取引のうち事業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、その時において当該仮想通貨信用取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（次項において「みなし決済損益額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。